

日本救急医学会関東地方会看護部会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、日本救急医学会関東地方会看護部会と称する。

(目的)

第2条 本部会は、学研的立場に立って、救急看護の質の向上と発展をめざすことを目的とする。

(活動)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)本部会は、医師部会と協力して学会を開催する。
- (2)本部会は、必要に応じて研修会を開催する。

(会員)

第4条 日本救急医学会関東地方会に属する看護師を以て会員とする。

(資格)

第5条 本部会の会員は看護師であり、入会により資格を取得し、退会により資格を失う。

(運営委員会)

第6条 看護部会の目的達成のために下記の運営委員を置き、必要な活動を行う。

- (1)運営委員会は、編集委員1名を含む10名以内で構成し、委員長1名、副委員長1名をおく。
- (2)新運営委員は、運営委員の推薦に基づき、運営委員会の賛同を得て選出される。
- (3)運営委員の退任時は、学会開催の2ヵ月前に幹事に申し出る。
- (4)運営委員退任時は運営委員会に出席し、運営委員会の了解を得る。

2.看護部会運営委員会の下部組織として施設代表者会を置く。

(運営委員会の活動)

第7条 運営委員会は下記の活動を行う。

- (1)日本救急医学会関東地方会の学会の企画・運営に協力する。
- (2)必要に応じて、研修会の企画・運営を行う。
- (3)看護部会運営に関する諸事項について検討する。

(任期)

第8条 運営委員の任期は3年とする、但し再任は妨げない。

(学会開催)

第9条 学会の開催に関する実質的な運営は、開催施設に一任する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、へるす出版事業部内に置く。

(会則改正)

第11条 本部会の会則改正には、運営委員会の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 本会則は、平成8年6月24日に、昭和60年2月23日発効の内規から会則に改め発効する。

内規発行 昭和60年2月23日

会則に改定 平成8年6月24日

一部改定 平成24年1月20日

一部改定 平成24年6月8日

一部改定 平成24年12月3日

一部改定 平成25年6月24日